

積立定期預金規定

1. (預け入れの期限等)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日の3ヵ月前(預入期限)までは自由に預け入れができます。
- (2) この預金の預け入れは、1回1,000円以上とします。預け入れのときは、必ずこの通帳を持参してください。
- (3) この預金は当店のほか、当金庫本支店のどこの店舗でも預け入れができます。

2. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

4. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの期間に応じ、通帳記載の定期預金利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合は、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定めその計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、その期間に応じた定期預金利率によって利息を計算のうえ、元金に組入れます。利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後に預け入れられる金額については、その預入日(すでに預け入れられている金額については、変更日以後の利息計算日)から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について次の利率によって計算します。
 - ①解約の場合……………解約日における普通預金の利率
 - ②書替継続の場合……………書替継続後の定期預金の利率
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは、最後の利息計算日)から解約日の前日までの期間について店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ①3ヵ月以上6ヵ月未満……………3ヵ月の定期預金利率
 - ②6ヵ月以上1年未満……………6ヵ月の定期預金利率
 - ③1年以上2年未満……………1年の定期預金利率

④2年以上……………2年の定期預金利率

(4) この預金の付利単位は100円とします。

5. (預金の解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻し請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、当金庫の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

以 上